

## 学 則

### 1 開講目的

急速な高齢化の進展において住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、最低限必要な知識と技術を有する介護職員を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

### 2 研修事業の名称

深浦町介護職員初任者研修（通信制）

### 3 実施形式

通学 ・ 通信

### 4 研修期間

平成30年6月30日（土）～平成30年9月30日（日）

### 5 研修カリキュラム

別添参照

### 6 講師の氏名

別添参照

### 7 研修修了の認定方法

#### （1）出欠の確認方法

1日の講義の始業に際し、出席簿に押印させるものとする。

#### （2）成績の評定方法

ア 所定のカリキュラムを全て受講することに加え、介護技術の習得状況を評価、かつ筆記試験により修了評価を行う。

イ 筆記試験による修了評価の認定基準は、理解度の高い順にA、B、C、Dの4段階で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準に満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。なお、再評価費用は1,000円とする。

認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

ウ 自宅学習による添削課題については、期日までに提出すること。（採点后14日以内に返却）合格基準70点以上の正解率で合格とする。70点未満のものは合格基準に達するまで再提出する。再提出による添削費用は1科目1,000円とする。

#### （3）修了認定の方法

全ての科目が基準に達し、介護技術の習得が評価され、全ての課程を修了した者に対し、政令第3条第1項の修了証明書を交付する。

### 8 開講時期

平成30年6月30日（土）開講

## 9 受講対象者

深浦町及び近隣の市町村に居住し介護業務等福祉に関心があり知識を習得したい方で、かつ研修日程をすべて受講できる方を対象とする。

### 10 受講手続（募集要領等）

#### (1) 募集時期及び方法

募集時期：平成30年5月11日（金）～6月8日（金）

募集方法：施設等事業所への情報発信、本会の広報「社協だより」、深浦町広報お知らせ版等で募集

#### (2) 受講申し込み及び受講者の決定方法

受講申込用紙に住所・氏名・電話番号・生年月日・職業・申込の動機・福祉の資格を記入し、受講料を添えて本会事務局へ申込み。申込み内容を審査の上、決定する。

#### (3) 受講料返還方法

受講開始後のキャンセルについては受講料を返還しないものとする。

### 11 受講料、実習費等

受講料：深浦町民 1人 25,000円（テキスト代含む）

他市町村民 1人 40,000円（テキスト代含む）

\*福祉有償運送運転者講習を追加受講希望する場合は、別途10,000円必要

### 12 本人確認の方法

運転免許証、学生証（生徒手帳）、健康保険証等で確認する。

### 13 その他

#### (1) 研修の免除

訪問介護員3級課程修了した者であっても、受講科目の免除は実施しない。

#### (2) 補講の取扱い

講義、演習をやむを得ず早退・遅刻・欠席した場合、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。補講費用については、1時間当たり1,000円とする。

#### (3) 実習施設（追加科目）

施設での実習を希望する受講者については、受講期間中で日程調整し活用できるものとする。

#### (4) 福祉有償運送運転者講習（追加科目）

訪問介護員による通院等乗降介助（自家用有償運送自動車）の運転者には国土交通省認定講習受講が義務付けられており、受講修了者には道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号の修了証明書を交付し就職活動に有利なものとする。

#### (5) 受講の取消し

ア 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

イ 事務局の指示に従わない者

ウ 研修の秩序を乱す者

#### (6) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、当会で定める個人情報保護規程に基づき厳正に取扱うものとする。